

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
2012年度総会記念パネルディスカッション

「多摩の共同保存のいままでとこれから」
記録および資料集

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

目 次

- ・「2012年総会記念シンポジウム『多摩の共同保存のいままでとこれから』
記録および資料集」の刊行に当たって
特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間直壮 p.1-2

- ・東京都立図書館の動向から見る共同保存
元東京都立図書館 雨谷逸枝 p.3-16

- ・町田市立図書館が5万冊預かった理由
元町田市立図書館 手嶋孝典 p.17-22

- ・多摩地域資料受け入れまでの経過と現状報告
八王子市立図書館 中村照雄 p.23-29

- ・パネルディスカッション追加質疑 p.30-35

- 【巻末資料】** p.36-41
 - ・2009年10月9日付 都立中央図書館から市町村立図書館（中心館）長宛
「都立図書館資料の再活用について（通知）」
 - ・2009年10月26日付 NPO法人多摩デポから都立中央図書館長宛
「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（要望）」
 - ・2009年10月27日付 NPO法人多摩デポから館長協議会会長宛
「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（お願い）」
 - ・2010年3月2日付 NPO法人多摩デポ
「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料の処分問題に関する
多摩デポの見解」
 - ・2010年5月12日付 東京都市町村立図書館長協議会三役会
「都立図書館多摩地域資料再活用問題への館長協議会の取り組み
経過報告」

『2012年度 総会記念シンポジウム「多摩の共同保存のいままでとこれから」 記録および資料集』刊行に当たって

2012年5月20日、国分寺労政会館において標記のシンポジウムが開催されました。本冊子はその記録集です。

東京都教育委員会は、2002（平成14）年2月に『今後の都立図書館のあり方～社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して～』を公表しました（報告書の日付は1月23日）。それによって東京都立図書館の運営方針の見直しが行なわれ、①都立図書館での「資料収集、保存は原則1点」とし、「重複して所蔵している資料」は、除籍して「再活用」する。②「現有書庫の範囲内」での保存、すなわち永久保存の見直しを行なう。③「区市町村立図書館間の相互協力ネットワークづくり」の促進などによる区市町村立図書館への協力貸出の縮小を射程に入れました。

次いで東京都教育委員会は、2005（平成17）年8月に『都立図書館改革の基本的方向（第二次都立図書館あり方検討委員会報告）』を公表しました。さらに2006（平成18）年8月、『都立図書館改革の基本的方向』の内容を具体化した『都立図書館改革の具体的方策』を公表しました。

都立図書館による資料の大量廃棄は、その過程で図書館員とそのOB・OG、市民による広範な反対運動を生み出しました。その一方で、多摩地域の市町村立図書館も書庫の容量が一杯で廃棄を余儀なくされていることから、共同保存・利用図書館を起ち上げようという機運が生まれました。それが私たちの「特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩」（通称「多摩デポ」）による共同保存図書館構想です。

都立図書館の資料はもちろん、市町村立図書館が持ちきれなくなった資料を共同保存し、それらを協力貸出によって提供することは、都道府県立図書館の本来の役割です。しかし、都立図書館がそれを放棄している以上、私たちの運動には大義があります。

また、都立図書館の協力貸出については、前述した『今後の都立図書館のあり方』の公表以来、大幅に見直されてきましたが、『都立図書館改革の具体的方策』では、今後更に後退させる方向が明確にされました。協力貸出の見直しの具体的な内容としては、①協力貸出方針の見直し、②費用負担・搬送方法の検討などが挙げられていますが、東京都市町村立図書館長協議会の反対を押し切って、2009年4月以降、別表に示す見直しが一方的に実施されました。

本シンポジウムは、以上の背景の下に企画・実施されましたが、当日の記録をまとめ、かつ関係資料を加えた「記録集」として刊行するのに、かなりの時間を要してしまいました。

刊行が大幅に遅れたことにつきましては、衷心からお詫びを申し上げます。

2016年10月20日

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

【別表】 協力貸出の主な見直し内容

資料の長期保存の観点から、右の資料は借受館での館内閲覧（貸出禁止）とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 刊行後30年を経過した図書・雑誌・ 都立図書館が保全上の配慮が必要と認めるもの
「東京マガジンバンク」（都立多摩図書館内）の開設に伴い、右の雑誌は協力貸出対象外とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 都立中央図書館から「東京マガジンバンク」へ移管した雑誌や新たに購入した雑誌・ 協力貸出対象でも刊行後1年間以内の雑誌
協力貸出の期間を短縮する。	<ul style="list-style-type: none">・ 都立図書館の来館者サービスに支障を来さないよう、配送や利用者への連絡にかかる日数も含めて、貸出期間を従来の35日から28日に短縮する。

「都立図書館の動向から見る共同保存」

元都立多摩図書館職員 雨谷逸枝

はじめに

1970(昭和45)年4月に東京都図書館振興対策プロジェクトチームが「図書館政策の課題と対策」を美濃部都知事に提出後、1971(昭和46)年度から東京都の「図書館振興計画」が実施に移された。区市立図書館の建設促進と相俟って、都立図書館は図書館協力事業に力を注ぎ、「いつでも、どこでも、誰でも十分な図書館サービスを受けられるように」と地域図書館の資料を補完しようとしてきた。具体的な事業としては、「協力だより」の発行、協力車の運行などから手をつけ、毎年の「事業年報」の中でも、事業報告の1番目に記載されるのは「相互協力事業」ということが、1979(昭和54)年度まで続いた1980(昭和55)年度からは、「都立中央図書館の運営」が1番目の記載となった。

1970年代の出版点数の急増は、都立図書館に再活用(利用頻度の少なくなった資料を保存して全域で利用する)の要望を招き、中央図書館開館時の運営方針の中では、相互協力事業の一環として「他館資料の保存及び廃棄図書の利用、あっせん」が掲げられた。

以後、毎年の事業方針にもその実現を意図する記載「区市立図書館、類縁機関等において利用ひん度が少なくなった資料のうち、参考調査用資料として価値のあるものを受入れる」が出るようになったが、実際に市町村の図書館との調整の下に試みを始めたのは、多摩地域の都立3図書館の事業変更の中だった。

都立多摩図書館の事業変更については、都立中央図書館の「事業年報」では、1986(昭和61)年度の図書館協議会の議事の一部として触れられたのみであったが、そこに至る数年間で、再活用の試みは徐々に進められていた。

市町村立図書館への、八王子図書館の参考図書の貸し出しも、立川図書館の逐次刊行物の貸し出しも、青梅図書館の行政郷土資料の貸し出しも、いずれも市町村立図書館との調整なしには実現し得なかったものである。

今回は、その経緯についてもお話しできればと思う。

1 都立図書館は、市町村立図書館のうしろだて？

(1) 多摩地域に三つの都立図書館

添付資料をご覧ください。

都立中央図書館の『事業報告』や『事業年報』を見ると、多摩地域の3つの都立図書館(八王子、立川、青梅)及び江東図書館は、都立図書館としての認識が薄いように感じられる。“報告”にしても“年報”にしても、中央図書館と日比谷図書館以外の四館は各館でそれぞれ対応しており、“都立図書館の業務”というよりは、区市町村立図書館の補完あるいは代替としての存在であった。それは、都立中央図書館協議会の協議事項を見るとわかる。都立多摩図書館の建設が決まったことさえ、単なる“報告”であり、中央図書館から見れば都立図書館業務はあくまで中央図書館のものであって、他の都立図書館が関与するものではなかった。多摩三館が何年

もの間、市町村立図書館長協議会との協力の下に、その存在意義を模索し続けていたにも関わらずである。

(2) 多摩三館（青梅、立川、八王子）が“都立”として存在し得るために

1970年代の市立図書館隆盛期の中で、前項で触れたように、多摩三館は非常に限られた予算と職員配置の中で都立図書館としての存続意義を模索し続けた。

この時期は、美濃部革新都政下ということもあって、政策立案はボトムアップで進められることも多く、図書館の専門職としての司書も「東京都の図書館行政の充実のために何をなすべきか。多摩三館は、市立図書館の代替でなく、都立図書館としての役割を果たしたい。」と、行政職職員とともに真剣に考え、意見具申を続けていた。

「広域行政として、どのようなことに取り組み、市町村立図書館が安心して住民への資料提供に専心できるのだろうか。そのために、現状の予算と人員でも取り組めることはないだろうか。あるとすれば、それは何だろうか。」との議論の中でクローズアップされたのが、「通常、館外貸し出し不可の参考図書を借り出すことができれば、植物図鑑や昆虫図鑑など限られたものであっても、開館時間外の調べものに助かる場合があるのではないか。」「雑誌は、あつという間に書架の大きな部分を占領してしまうし、ポピュラーな雑誌ほど汚破損が多いので、長期間の保存はできていない館が多数だ。都立からの協力貸出には対応できていないが、親しみやすい資料ということもあり要求は多い。協力貸出の対応ができるようになれば、都民の図書館への信頼感が増すだろう。」「行政は近隣自治体の取り組みに鋭敏。近隣の行政資料を一か所でまとめて閲覧できれば、住民には好都合に違いない。」などの議論を重ねて考えられたのが、機能分担と移行計画である。これは、多摩地域での共同保存の“初めの一步”と言って良いものだろう。

そして、都立八王子は相互協力センターとしての、都立立川は逐次刊行物センターとしての、都立青梅は行政郷土資料センター及び補完奉仕センターとしての業務に順次変換していくこととなった。

これは、都立多摩図書館設置への足掛かりとなった。

(3) 都立多摩図書館設置に向けて

多摩三館の機能転換は、市町村が都立図書館に持ってもらいたい機能への希望と期待をもたらすものとなった。

特に、都立立川図書館の担った逐次刊行物センターの業務は、市町村立図書館の雑誌の保存期間の見直しを促し、市町村立図書館から都立立川図書館への雑誌のバックナンバー移管は、都立の資料の充実を進めると同時に市町村立図書館の書庫整理にも寄与し、協力業務の発展にもつながった。1996(平成8)年度の『とりつたま』第12号の多摩図書館逐次刊行物係の記事「都立多摩図書館の新聞雑誌協力貸出におけるバックナンバーの利用実績について」に書かれているとおりである。

市町村立図書館の整備が着々と進む中で、東京都としては「多摩三館の役割は終わった。廃館へ」という考え方もあったはずなのだが、機能転換した業務は市町村の図書館人に受け入れられ、『都立多摩図書館への提言（都立図書館問題検討報告書）』（東京都立市町村立図書館長協議会・都立図書館問題検討委員会 1984）、

『都立多摩図書館についてのアンケート報告書』（「都立多摩図書館」計画を聞く会 1984）などが、次々と出されることとなった。

そういった中で、廃館ではなく新たな都立図書館設置の機運は醸成されていった。

2 都立多摩図書館の仕事

都立中央図書館の業務の中では、多摩三館の機能転換についての認識はそれほど高まっていたとは言えないが、「都立多摩図書館は都立中央図書館とは地域分担を念頭に置きつつ機能分担を図る」ことで、多摩三館を統合した新たな多摩図書館を合同庁舎（都立多摩教育センター）の中に設置することと、旧三館は設置市への移管を進めることが決定された。1969(昭和 44)年の「東京都立図書館の整備充実計画」の中の多摩地域に関する事業に、ようやく一步を踏み出したといえる。

(1) 協力事業を柱に「育てつつ育て」協力関係で住民への資料提供をより確実なものに

都立多摩図書館の業務は、市町村立図書館との調整の中で充実していった。相互の業務担当者会は頻繁に開催され、協力しながら業務を創りあげていくのは、大変ではあったが喜びも大きく（IT の利用が当たり前の現在、電話や FAX の利用が前提の業務というのは想像も難いだろうが）、充実感・達成感を味わえるものだった。

貧相な予算しかなかった旧都立多摩三館では欲しくても入手できなかった資料が市町村の図書館から寄せられるようになったおかげで、ジグソーパズルの空白が埋まるように資料が整っていき、それが協力貸出されていって元の所蔵館以外の自治体の住民の手に届く（利用者からのお便りをいただくこともあった）のは、直接、住民と接することの少ない都立図書館員には無上の喜びだったともいえる。

今や、東京都内の図書館利用者にとって（協力貸出という呼び名はともかく）、他の自治体等の図書館の資料も、通常利用している図書館で利用できるのが当たり前の時代がきた。蛇足だが、私の勤務している高校の生徒は地域の市町村図書館の利用者が多数であり、その中でも利用頻度の高い生徒たちは“予約・リクエスト”は当たり前のこととしている。図書館が身近なものになっていることに感慨深いものがある。

(2) 多摩図書館の蔵書構成は、市町村立図書館資料の再活用あってこそ

いつからか、都立図書館の再活用業務は、単なる「自館所蔵資料の払い下げと未受入資料の斡旋」業務となり、「市町村の図書館で利用頻度の高くなかった資料を都立図書館に集中させ、協力貸出システムを利用して広範囲の都民への提供を図ること」という都立中央図書館設置以来の本来の定義を捨て去ってしまったようである。それどころか、数十年かけて収集整理してきた蔵書を丁寧に点検することもなく一気に「再活用」のために除籍するという乱暴な行為に及んでいる。かつては、再活用冊数の目標値を掲げたこともあったというのに。

【資料】の 1972(昭和 47)年度のところを見ていただきたい。中央図書館開館時の運営方針には、「区市町村立図書館が、都立中央図書館に“図書館の図書館”として何を望むかを協議し、企画立案し、実施に移すための期間を設けて、協力事業を推進する。」とあり、しつこいようだが、相互協力事業の第 2 番目に「他館資料の保存及び廃棄図書の利用、あっせん」が掲げられている。

同じく資料収集方針には、「区市立図書館、類縁機関等において利用頻度がすくな

くなった図書のうち、参考調査用として価値のあるものを受入れる」と記載してある。それ以降、数年間は、この記述が運営方針に明記されており、その方針を維持していれば、14万冊の図書の一括廃棄(除籍)などあり得なかったし、多摩デポの活動などをする日が来ることはなかったのではないかと今さらながらに思うものである。

信じられないほど少額の予算をやり繰りしていた旧多摩三館時代の機能転換にあつては、“市町村立図書館資料の再活用”ということで、数多くの雑誌のバックナンバーや行政郷土資料の提供を受けられてこそ転換が現実のものになったのであり、これを軽視することは想像できないというのが当該業務を担当していた者たちの思いである。

3 都立図書館の再編縮小計画

既に述べたように、現都立中央図書館の設置から都立多摩図書館建設計画ができるまで、専門職の意見はそれなりに重視され、「政策はボトムアップで」というのが当然だったのだが、行政改革(?)の進行につれ、業務はトップダウンで進めさせられる時代になってしまった。これは、他の職場でも同様かもしれないが・・・。

「政策はボトムアップで」というのが実感できるのが、都立中央図書館設置の根拠となった「図書館政策の課題と対策」が決定される経緯だ。この報告書を見ると、報告を作成するにあたってのチームリーダーは教育庁社会教育部長だが、そのプロジェクトチームの構成員に企画調整局、総務局、南多摩新都市開発本部、人事委員会事務局、区市立図書館の職員が含まれる上、数多の意見聴取会(日比谷図書館協議会/公立図書館長代表の意見聴取会/図書館専門家の意見を聴く会/都政モニターの意見をきく会/公立図書館の利用者の意見をきく会/公立図書館職員の意見をきく会)も開催されている。当時はIT無縁の時代だったとはいえ、昨今のパブリックコメント聴取が短期間で済まされるのとは格段の違いがあった。

専門職の業務を委託等に移して、行政職のリーダーシップへの転換⇒トップダウンがあつての再編縮小改革実現といつて差し支えないのではなかっただろうか。

(1) 歴史を踏まえない検討

「都立図書館のあり方について」(2001(平成13)年7月「中間のまとめ」、2002(平成14)年1月「最終報告」)では、都立多摩図書館は都立中央図書館の分館と規定され、“1点1冊収集、保存は現有書庫限り”が決定された。

この方針を見る限り、現行業務がどのように成り立ってきたかの経緯を斟酌するものではなく、「いかに業務の再編縮小を進めるか」という結論が最優先であり、「結論を導くための根拠を歴史を踏まえることなく現状からのみ求めた」と読むのはおかしいだろうか。また、しつこいようだが、この「あり検」の時点では、まだ「区市町村立図書館が、都立中央図書館に“図書館の図書館”として何を望むかを協議し、企画立案し、実施に移すための期間を設けて、協力事業を推進する。」方針が生きているのだ。先人の経験や知恵を現在と未来に活かしていくためにその存在意義が認められている図書館とは全く縁遠い検討の仕方ではないだろうか。首都にあつて、都立図書館そのものの存廃を問われる中で、細々とあつても存在を持続させるための術だったとしたら、長年「図書館政策の課題

と対策」の下に進めてきた図書館政策の総括を区市町村とともに行った上で報告書の作成を行うことが必要だった。

(2) 検討結果を待たない、生涯学習部長による突然の複本精査指示

中央図書館と複本関係にある図書 14 万冊「再活用」の指示は、突然やってきた。多摩図書館開館後 10 年を経過し、多摩図書館資料係では中央図書館と遜色のない数の新刊図書を受入整理しつつ、書庫内の未受入資料(外部から受け取ったものの、複本調査や蔵書構成上の受入可否の判断等が済んでいない資料)の整備を進めていた。2001(平成 13)年度はこの完遂が当該年度の当初目標だったにも拘らず、3 か月後にそんな大量廃棄の指示が下されるとは想像さえしなかった。しかも、まだ“中間のまとめ”の段階で最終報告では覆るかもしれないというのに……。

図書館政策の下に長年に渡って一步一步進め構築してきた蔵書構成を一気に崩されては、現行の業務に差し支えるし、何よりも市町村との信頼関係を自ら放棄することになる。他の職種の人ならともかく、図書館員なら自館の蔵書のみで図書館サービスを行えはしない、他館との協力あってこそサービスができるということとは重々承知のはず。しかも、地域分担をうたって多摩図書館が設置されて 10 年そこそこ経ったばかり。都立図書館業務の都民への周知もようやく叶ってきたかというところでの方針後ろ向き急転換。それまで、基本的に除籍は行わずに長期に保存を続けることが暗黙の了解となっていたにも関わらず、いきなり大量除籍の根拠が「複本を所蔵しているため」では、都民の納得が得られるはずもない。

蔵書構成の担当係は見直しを強く求めたが、悉く切り捨てられることになったのは、その後の実態をご存知の皆さんにはお分かりいただけるかと思う。

4 都立多摩があぶない！

都立多摩の業務縮小が引き起こす市町村立図書館への影響

図書館のように、東京都と区市町村が相互に役割分担を行い、補完しあって都民サービスを進めている組織は他にないのではないかと思っていた。都立が急に業務縮小を進めれば、区市町村立図書館の業務に差し障りがあることは明らかである。

特に、資料の保存については、都立中央図書館設置以来、都立と区市町村が役割分担をして保存を進めながら都民サービスを行っていくことが基調となっていたため、「もう長期保存はしない」と一方的に通告するのは、想定外のことだった。

通常では、決まっていないことは外に出せないのだが、全てが決まってからでは遅いと散々逡巡した結果、2001 年 9 月 7 日、多摩図書館職場会では、職場会(職員組合組織)として市町村立図書館への情報提供を行うことを決定した。上部組織を通しての話を進める傍ら、市町村立図書館の職場会宛に情報を提供したのである。

その結果、9 月 18 日には、市町村立図書館の職員の皆さんの協力をいただいて、立川市立女性総合センターアイム会議室で緊急集会を開くことになった。その後の経緯については、手嶋さんの報告にあるとおりで、「都立多摩が危ない=多摩地域の図書館が危ない」の認識を共有しての動きとなった。

5 進む都立図書館「改革」への対処

2002（平成14）年2月の『今後の都立図書館のあり方～社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して』の発表以降、協力事業の後退、資料の大量廃棄が続くだけでなく、貸ししほりも激しくなっている。

市町村の図書館とともに都民への図書館サービスを進めるという発想からは、だんだん遠ざかり、一方的に「△△するように」との指示が出される傾向が顕著になってきている。「△△すれば、数字上は結果が見える」ようになるのだろうが、それで「東京には、私の住む街には、図書館があつてよかった」ということになるのだろうか？IT化がどれだけ進もうと、図書館が「先人の経験と知恵を現在と未来のために役立てる」「草の根分けでも探し出して提供する」組織であることに変わりがないとしたら、都立図書館が区市町村立図書館とともに都民のための共同保存図書館を実現することを粘り強く働きかける必要があるのだろう。

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

	事業報告の項目	事業方針の項目	備 考
1970 年度 (昭和 45)			「館報ひびや」の目次から 通巻 100 号 「図書館振興対策プロジェクト・チーム審議経過の報告」 通巻 101 号 「図書館における“協力”について」 杉捷夫 「東京都における図書館協力の可能性」 前川恒雄 「協力車」の運行開始にあたって 協力係 「現代の図書館像を求めて」 萩原祥三
1971 年度 (昭和 46)	1. 図書館資料の収集・整理 2. 冊子体蔵書目録の刊行 3. 一般奉仕業務 4. 参考質問 5. 館外貸出 6. 複写サービス 7. 特殊文庫の利用、保全 8. 視聴覚奉仕 9. 視力障害者サービス 10. 相互協力事業 11. 都立中央図書館の建設		図書館協議会では、新館建設状況と新館建設準備体制についての報告が度々あり、「都立中央図書館における専門職員の養成について」館長に答申している 「館報ひびや」の目次から 通巻 102 号 「都立中央図書館(仮称)の機能及び奉仕・運営について」 新館企画係 通巻 104 号 「三つの提案」 菅原峻
1972 年度 (昭和 47)	1. 図書館資料の収集・整理 2. 冊子体蔵書目録の刊行 3. 一般奉仕業務 4. 参考質問 5. 館外貸出 6. 複写サービス 7. 特殊文庫の利用、保全 8. 視聴覚奉仕 9. 視力障害者サービス 10. 相互協力事業 11. 都立日比谷図書館の移転	1. 都立中央図書館の開設および開館準備 2. 図書資料の収集・整理 3. 冊子体蔵書目録の作成 4. 奉仕業務 5. 館外貸出 6. 特殊資料の整理、利用の促進 7. 視聴覚教材による奉仕 8. 相互協力事業の促進 9. 専門研修体系の確立	『東京都立中央図書館運営方針』 昭和 47 年 3 月 31 日(四七日図発第二三四号) 〈奉仕内容〉 一 相互協力 区市町村立図書館が、都立中央図書館に“図書館の図書館”として何を望むかを協議し、企画立案し、実施に移すための期間を設けて、協力事業を推進する。 相互協力事業の内容は広範囲にわたるが、当面、下記の事項につき具体化をはかる。 (1) 参考調査援助 (2) 他館資料の保存及び廃棄 図書 の活用、あっせん (3) 以降省略 『東京都立中央図書館図書館資料収集方針』 昭和 47 年 3 月 31 日(四七日図発第二三五号) 資料別一般方針 1 図書 (1)通則 ウ寄贈 (イ)b には、「館の収集方針上必要としないが、公立図書館が保存することが望ましいと考えられ、しかも今後散逸する恐れのある図書については、書庫スペースを考慮のうえ受入れ、保管し、必要に応じてその運用を図る。 「館報ひびや」の目次から 通巻 108 号

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

			「これからの業務について」新館準備室
1973年度 (昭和48)		1. 都立中央図書館の運営 2. 図書資料の収集・整理 3. 冊子体蔵書目録の刊行 4. 参考奉仕 5. 視力障害者奉仕 6. 一般奉仕 7. 特別文庫の整理、利用、保全 8. 視聴覚資料による奉仕 9. 相互協力事業の促進 10. 専門研修の実施	事業方針 2. 図書資料の収集・整理 「区市立図書館、類縁機関等において利用ひん度が少なくなった資料のうち、資料的価値のあるものについては、3,500冊を目標に寄贈をうけ、順次受け入れる。」 * 再活用の目標冊数も明示 「館報ひびや」の目次から 通巻110号 「新しい建物に、新しい力を」貞閑晴 「都立中央図書館に望む 新館迎春記」土岐善麿 「都立中央図書館に望む 3つの希望」叶沢清介 「都立中央図書館に望む 三多摩の現場から」酒川肇 「都立中央図書館に望む 調査研究の援助に期待する」松永秀夫
1974年度 (昭和49)	1. 相互協力事業 2. 参考調査活動 3. 視力障害者奉仕 4. 入館者数 5. 視聴覚資料の登録 6. 図書の個人館外貸出登録 7. 日比谷図書館の内装工事及び身障者用スロープの完成	1. 都立中央図書館の運営 2. 図書資料の収集・整理 3. 冊子体蔵書目録の刊行 4. 参考奉仕 5. 視力障害者奉仕 6. 一般奉仕 7. 特別文庫の整理、利用、保全 8. 視聴覚資料による奉仕 9. 相互協力事業の促進 10. 専門研修の実施	事業方針 2. 図書資料の収集・整理 「区市立図書館、類縁機関等において利用ひん度が少なくなった資料のうち、参考調査用資料として価値のあるものを受入れる。」 新任研修 区市立図書館実習 5館～4日間 8人派遣
1975年度 (昭和50)	1. 相互協力事業 2. 参考調査活動 3. 視力障害者奉仕 4. 入館者数 5. 視聴覚資料の登録 6. 図書の個人館外貸出登録 7. 都財政のひっ迫による図書資料の減を補う受贈図書13,504冊		新任研修 区市立図書館実習 2館～4日間 3人派遣
1976年度 (昭和51)	1. 相互協力事業 2. 参考調査活動 3. 視力障害者サービス 4. 入館者数 5. 視聴覚資料サービス 6. 図書の個人館外貸出登録 7. 図書資料の収集	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の促進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕 6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修 区市立図書館実習を含む	新任研修 区市立図書館実習 6館～6日間 3人派遣
1977年度 (昭和52)	1. 相互協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の促進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕	事業方針 7. 図書資料の収集・整理 「…区市立図書館、類縁機関等において利用頻度が少なくなった図書のうち、参考調査用として価値のあ

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

	6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修	6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修 区市立図書館実習を含む	るものを受入れる * 事業報告には、区市町村立図書館等からの受贈についての言及なし 東京都公立図書館職員研究大会開催(東公図との共催) 新任研修 区市立図書館実習 1館～6日間 3人派遣
1978年度 (昭和53)	1. 相互協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の推進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕 6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修 区市立図書館実習を含む	事業方針 7. 図書資料の収集・整理 「…区市立図書館、類縁機関等において利用頻度が少なくなった図書のうち、参考調査用として価値のあるものを受入れる」 新任研修 区市立図書館実習 3館～6日間 3人派遣
1979年度 (昭和54)	1. 相互協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の促進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕 6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修 区市立図書館実習を含む	事業方針 7. 図書資料の収集・整理 「…区市立図書館、類縁機関等において利用頻度が少なくなった図書のうち、参考調査用として価値のあるものを受入れる」 新任研修 この年より、区市立図書館実習については、記載なし
1980年度 (昭和55)	1. 相互協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の促進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕 6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修	事業方針 7. 図書資料の収集・整理 「…区市立図書館、類縁機関等において利用頻度が少なくなった図書のうち、参考調査用として価値のあるものを受入れる」
1981年度 (昭和56)	1. 相互協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の促進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕 6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修	7. 図書資料の収集・整理の項では、 「…類縁機関等より寄贈の申し出のあった図書のうち、参考調査用として価値のあるものを、選択のうえ、受け入れる」と変更される。
1982年度 (昭和57)	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修	1. 都立中央図書館の運営 2. 相互協力事業の促進 3. 参考奉仕 4. 視力障害者奉仕 5. 一般奉仕 6. 視聴覚資料による奉仕 7. 図書資料の収集・整理 8. 冊子体蔵書目録の刊行 9. 専門研修	事業報告の第一項目変更 相互協力事業→協力事業
1983年度 (昭和58)	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理		昭和58年度の事業年報以降、翌年度の「事業方針」の記載がなくなる

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

	6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修		
1984年度 (昭和59)	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修		
1985年度 (昭和60)	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修		
1986年度 (昭和61)	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修		
1987年度 (昭和62)	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集と整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集と整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修	『東京都立多摩図書館例規集』第1版の「収集方針」の項では、中央図書館同様、 Ⅱ資料別一般方針 1図書 (1)通則ウ寄贈 (イ)bには、「 館の収集方針上必要としないが、公立図書館が保存することが望ましいと考えられ、しかも今後散逸する恐れのある図書については、書庫スペースを考慮のうえ受け入れ、保管し、必要に応じてその運用を図る。 」とある
1988(昭和63)年度	1. 協力事業 2. 奉仕業務 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕 5. 図書資料の収集・整理 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修		「事業年報」の名称変更 「東京都立図書館事業年報」 概況：都立中央図書館は主として都内公立図書館との相互協力及び参考調査を、…略…、都立多摩図書館は、主として東京都の市及び西多摩郡の区域の公立図書館との相互協力、参考調査及び図書館未整備地域に対する補完サービスを担当する。 雑誌の貸出：多摩地域の市町村立図書館のみに貸出
1989年度 (平成元)	1. 協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕(中央・多摩) 5. 図書資料の収集と整理(中央・日比谷・多摩) 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修		
1990年度 (平成2)	1. 協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 複写サービス		

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

	<ul style="list-style-type: none"> 4. 視力障害者奉仕(中央・多摩) 5. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修 		
1991年度 (平成3)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕(中央・多摩) 5. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修 		
1992年度 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 複写サービス 4. 視力障害者奉仕(中央・多摩) 5. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 6. 冊子体蔵書目録の刊行 7. 専門研修 8. 嘱託員研修 		
1993年度 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 企画・協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 冊子体蔵書目録の刊行 6. 研修 		この年より、 事業報告の第一項目が変更 になる 協力事業→企画・協力事業
1994年度 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 企画・協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 冊子体蔵書目録の刊行 6. 研修 		
1995年度 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 企画・協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 冊子体蔵書目録の刊行 6. 研修 		
1996年度 (平成8)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 企画・協力事業 2. 奉仕業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 		<p>[中央図書館] 9月から再活用開始。</p> <p>購入と重複した寄贈図書を中心に区市町村立図書館ほか関係機関へ427冊提供</p> <p>『とりつたま』第12号</p>

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

	5. 冊子体蔵書目録の刊行 6. 研修		「都立多摩図書館の新聞雑誌協力貸出におけるバックナンバーの利用実績について」 2. 都立多摩図書館の新聞雑誌の蔵書内容と資料収集の経緯として、③・・・ 市町村立図書館で収集している新聞雑誌のうちから、当館で所蔵していないタイトルのバックナンバーを選択し、刊行されてから一定期間後、市町村立図書館より継続的に受贈し、協力貸出に活用してきました。 これは当館が、ささやかながらデジタルライブラリーとしての役割を果たす・・・略・・・これこそ真の相互協力事業の精神をはっきしたものの・・・」と言及
1997年度 (平成9)	1. 企画・協力事業 2. サービス業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視力障害者サービス(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 蔵書目録の刊行 6. 研修		
1998年度 (平成10)	1. 企画・協力事業 2. サービス業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視力障害者サービス(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 蔵書目録の刊行 6. 研修		
1999年度 (平成11)	1. 企画・協力事業 2. サービス業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス業務(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 蔵書目録の刊行 6. 広報・広聴 7. 研修		中央:協力 貸出事務担当者会 実施(2回) 多摩:協力 事業担当者会 の開催(7回) *中央と多摩では、担当者会の名称が異なる 雑誌の協力貸出は、多摩図書館が多摩地域の市町村立図書館に対してのみ行った。 東京都公立図書館職員研究大会開催(東京都公立図書館長協議会との共催) 都立図書館保存方針制定 再活用: 購入後に送付された寄贈図書を中心に、区市町村立図書館ほか関係機関へ98冊を提供した。
2000年度 (平成12)	1. 企画・協力事業 2. サービス業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス業務(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩)	主な事業 (1) 都立図書館電算システムの運用 (2) 相互協力事業の推進 (3) 奉仕活動の充実 (4) 資料の整備充実 (5) 広報・広聴活動の充実	中央:協力 貸出事務担当者会 実施(2回) 多摩:協力 事業担当者会 の開催(7回) 雑誌の協力貸出:多摩図書館が多摩地域の図書館に対してのみ実施

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

	<p>5. 蔵書目録の刊行 6. 広報・広聴 7. 研修</p>	<p>(6) 研修の実施</p>	<p>(4)資料の整備充実の項では、「区市町村立図書館のリサイクル図書を活用し、欠本補充、未所蔵図書の受入れを行い、蔵書の充実に努めた。」とある。</p> <p>「東京都立多摩図書館資料保存活用方針」及び「東京都立多摩図書館の資料保存年限に関する基準」制定。多摩の蔵書は刊行後30年に。 これに伴い除籍資料 5,693 冊を再活用資料として配布。</p> <p>東京都公立図書館職員研究大会開催(東京都公立図書館長協議会との共催)</p>
<p>2001 年度 (平成 13)</p>	<p>1. 企画・協力事業 2. サービス業務(中央・日比谷・多摩) 3. 視覚障害者サービス業務(中央・多摩) 4. 図書資料の収集・整理(中央・日比谷・多摩) 5. 蔵書目録の刊行 6. 広報・広聴 7. 研修</p>	<p>主な事業 (1) 「METLICS II」の運用 (2) 相互協力事業の推進 (3) 奉仕活動の充実 (4) 資料の整備充実 (5) 広報・広聴活動の充実 (6) 研修の実施 武蔵野市との職員交換 研修 本庁への派遣研修</p>	<p>「[東京都立図書館]事業概要」と改題</p> <p>2002(平成 14)年1月「都立図書館あり方検討委員会」報告公表。 2001(平成 13)年 11 月「事業化推進会議」設置。 同月、都立図書館に対する行政評価結果公表。 *「中央図書館への機能集中、収集収集の一元化」等 4 項目の指摘</p> <p>多摩図書館では「児童・青少年、文学、多摩行政資料を中心とするサービス」実施のための準備作業として 13.5 万冊を除籍し、都内公立図書館等に再活用を図った。また、30年有期保存対象図書 17,808 冊を除籍し、再活用資料として配布。</p> <p>[中央図書館]再活用:購入後に送付された寄贈図書を中心に、区市町村立図書館ほか関係機関へ108冊を提供した。 [多摩図書館]「資料再活用業務検討連絡会最終報告」により3市立図書館から 229 冊を受け入れた。 中央:協力事務担当者会実施(2回) 多摩:協力事業担当者会開催(6回) *中央図書館の担当者会の名称変更</p> <p>23 区への雑誌協力貸出開始(日比谷図書館の除架雑誌)</p> <p>東京都公立図書館職員研究大会開催(東京都公立図書館長協議会との共催)</p>

【資料】『東京都立中央図書館 事業報告』および『東京都立中央図書館 事業年報』に見る事業内容の変化

<p>2002年度 (平成14)</p>		<p>主要事業 (1) 運営全般に関すること 「都立図書館あり方検討委員会報告」に基づき図書館事業の具体化を図るために「事業化推進会議」で検討する (2) 情報サービスに関すること (3) 資料管理に関すること (4) 都立図書館図書館協議会に関すること (5) 相互協力事業に関すること 中央・多摩で連絡調整して協力貸出事業の全都的展開を図り、規則・既定、マニュアル及び広報物を都立図書館として一本化</p>	<p>「東京都立中央図書館運営方針(47日図発第234号)」「東京都立多摩図書館案運営方針(61教社計多第111号)」の廃止。「東京都立図書館運営方針」施行(平成14年4月1日) 23区への雑誌協力貸出拡大 多摩図書館の児童資料約3万冊除籍、再活用。平成15年度以降に再活用する重複本約5万冊除籍 中央図書館 重複本精査。約4万冊を再活用へ</p>
<p>2003年度 (平成15)</p>		<p>主要事業 (1) 3館一体の管理運営 (2) 支援サービスの充実 (3) ITを活用した新たなサービスの展開 (4) 子ども読書活動の推進について (5) 広報活動の充実 (6) 研修の充実 (7) 区市町村立図書館との新たな協力ネットワークづくり (8) 資料管理に関すること</p>	<p>運営方針に具体的方針が明記される。 13 図書館資料は、原則として1資料1点を収集・・・ 14 書庫は、計画的に管理し、収集、保存、除架、再活用を適切に行う・・・ 16 都内公立図書館に対し、・・・区市町村相互間の協力体制の整備を支援する</p>
<p>2004年度 (平成16)</p>		<p>主要事業 1 情報サービスの推進 2 資料の収集・整理 3 支援サービスの充実 4 子ども読書活動の推進について 5 図書館情報システムの運用・更新</p>	
<p>2005年度 (平成17)</p>	<p>1. 都立図書館のあり方について 2. 専門的情報サービスの推進 3. 協力・連携の拡充 4. 子ども読書活動の推進 5. 展示会・フォーラムの開催</p>	<p>主要事業 1 都立図書館のあり方についての検討 2 専門的サービスの推進 3 協力・連携の拡充 4 子ども読書活動の推進 5 WEB情報の収集</p>	
<p>2006年度 (平成18)</p>		<p>主要事業 1 都立図書館改革実施方針の策定 2 図書館サービス評価の実施 3 重点的情報サービスの推進 4 東京オリンピック関係資料等の展示会 5 東京都関係の図書館等の横断検索システムの構築 6 子ども読書活動の推進 7 文字・活字フォーラム</p>	

町田市立図書館が5万冊預かった理由

町田市立さるびあ図書館・多摩デポ理事 手嶋孝典

本稿は、拙稿「町田市立図書館が5万冊預かった理由——四万冊の「再利用」をめぐる」([特集] 都立図書館再編・14万冊がバラバラになった)『ず・ぼん⑧』(ポット出版)、2002年の一部を再構成し、加筆したものである。加筆部分を除く全文については、以下のURLで詳細を読むことができる。

http://www.pot.co.jp/zu-bon/zu-08/zu-08_068

はじめに

都立図書館の再編計画により、多摩図書館が日比谷図書館にある児童・青少年資料約16万冊を受け入れるために、約14万冊の資料を廃棄するという情報を受け取ったのは、2001年の9月だった。その時点で初めて知ったのだが、「都立図書館のあり方検討委員会」(以下、「あり検」という)の中間報告が既に7月に出されていた。出遅れた感があったが、ただちに反対運動が組織され、多摩地域では、「都立多摩図書館があぶない!住民と職員の集会実行委員会」(以下、「実行委員会」)が結成された。

1 なぜ町田市立図書館が預かることにしたのか

都立多摩図書館の廃棄予定の14万冊については、「あり検」の最終報告が出される前に除籍の手続きが着々と進行しており、資料の散逸を防ぐことが第一に優先される必要があった。もし、各図書館がバラバラに受け入れるということになってしまえば、一時的には再活用になるかもしれないが、結局は、受け入れた館の基準でいずれは廃棄されてしまうことになってしまう(地域資料の場合は、永年保存としている館が多いと思うが)。そこで、多摩地域の図書館が共同でそれを利用できる体制が整うまでは、どこかが名乗りを上げて、一括して一時的に預かるしかないと考えるに至った。幸いなことに町田市は、小学校の統廃合によって空く予定の教室があったため、そこを借りることが可能であった。

当初14万冊が廃棄される予定であったが、当面、児童書が対象外となったため、「10万冊程度」になった。町田市立図書館は、「再活用資料全部。ただし、多摩地域の市町村立図書館から希望があった場合は、そちらを優先してください」とファックスで申し込んだ。

2002年1月24日に「今後の都立図書館のあり方～社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して～」の最終報告が出されたが、内容的には、中間報告をほぼ踏襲したものであり、美辞麗句を並べて、都立図書館再編の問題点を隠蔽しようとしたものと断じざるを得なかった。「報告にあたって」の中で、「区市町村等の関係者にも検討状況を説明し、御意見を伺ってまいりました」とあるが、そのような事実はなかった。

2 東京都市町村立図書館長協議会の対応

館長協議会は、2001年10月31日に都立多摩図書館長に説明会を開かせた。その場ではかなり紛糾したやり取りがあった模様であるが、説明を終えた岡本館長は、にこにこ顔

で戻ってきたという都立多摩図書館職員の証言もある。

町田市立図書館としては、都立多摩の廃棄資料 14 万冊に対し、館長協議会としてどのように対応すべきかを議論し、方向性を出すように主張し、町田市で全点を一時的に預かるという案も提示してきた。館長協議会で、そのことを確認し、都立多摩図書館長に申し入れをすれば、それで決着するはずであると考えていた。

ところが、館長協議会の対応は、とても慎重だった。館長協議会は、協議体なので決定に拘束力を持たない、今後に確固とした展望が持てない等の理由があげられたが、面倒なことを後々まで引きずりたくない、という思惑もあったようである。実際には、町田が一括して預かるということについても、賛否両論があり、なかなかまとまらなかった。事実、町田市と同様に全点引き取りを希望していた江戸川区に対しては、協力貸出しをして貰えるという条件で認めてよいという水面下の意見もあったように聞いている。

2002 年 1 月 29 日に開かれた館長協議会は、「あり検」の最終報告について議論する場として位置付けるべきであり、東京都教育委員会及び都立多摩図書館の対応の不誠実さについても断固とした抗議を行うべきであると、私は町田の館長に伝えた。併せて、町田市立図書館が一時的に都立多摩図書館の再活用資料を預かるということについても、再確認し、東京都市教育長会及び東京都町村教育長会にもそのことをきちんと伝えることが必要であると強調した。館長協議会としては、東京都市教育長会への回答が口頭にせよ出され、「あり検」最終報告が出た以上、主体的な判断が迫られているはずであった。もう、逃げの姿勢は許されるものではなかった。館長協議会がきちんと取り組まずして、一体どこが責任をもって対応できるのか。再度、教育長会、更には、市長会を動かすことも考える必要があったはずである。

しかし、実際には、①10 万冊を町田市立図書館が引き受けることは、協議会として確認するが、公にはしない。搬入時の手伝い等は、協議会としてバックアップ体制を取る。②多摩地域の各館が引き取りを希望する部分については、これを認める。③教育長会、市長会には改めて要請をしない。都の生涯学習部長の口頭回答を認める。④実務担当者同席の説明会を都立多摩図書館長に要請する。以上の 4 点をまとめたに過ぎなかった。

2 月 26 日図書館長会が開催されたが、町田からは館長の代理として私が出席した。この会は、東京都市町立図書館長協議会とは、似て非なるもので、都立多摩図書館長名で招集されたのである。

会の冒頭、何故、館長協議会でなく、館長会なのかを質したところ、都立多摩図書館の岡本館長は、「館長協議会は、2 月、3 月は開催の予定がないため、吉田会長の了解のもとに館長会を招集した」と説明した。これに対して、吉田会長は、「事務担当者同席の説明会を求めたが、応じてもらえなかった。まずは、館長に説明したいとの一点張りで、平行線だった。館長会を招集することを了解したわけでない」と反論。

出席した館長（代理出席者を含む）が次々と発言し、「あり検」最終報告の策定手法に対する疑問等が噴出した。

その他のことは未だに決まっていないことも含め、不明なことばかりで、岡本館長の説明は、出席者の理解を得ることができず、これ以上続けても時間の無駄であるとの吉田会長の判断により、館長会を終了させ、引き続き図書館長協議会に切り替えた。

吉田会長から、「最終報告については、幅広く意見を聞いたとは思っていない。今後は、

市町村の意見を十分に聞くことを要望したい。3月14日に予定されている協力担当者会までに、図書館長協議会で文書を作成し、提出する。」との提案があり、確認した。

質問、要望については、各館でまとめ、3月5日までに東村山市立図書館（協議会事務局）宛てにファックスする、事務局はそれをまとめて3月8日に館長協議会として文書で出し、3月14日の席上で回答可能なものは、回答させる、最終的な文書回答は、3月22日までとする、を確認し散会した。

ところが、3月11日に3月8日付け、市町村立図書館長宛の市町村立図書館協議会長名の文書が届いた。これを読んで、ひどいショックを受けた。というのは、〈(前略) 19自治体より多数のご意見が寄せられました。三役会において別紙のとおり取りまとめ3月8日付で都立多摩図書館長宛送付いたしました(中略)。なお、寄せられた意見の中には、『あり方検討委員会』のあり方や、進め方、報告書の内容等基本的な問題にも触れたものがございましたが、それらのことは確かに重要な問題ではありますが、2月26日(火)に確認された内容とは異なりますので、今回の要望・質問では取り上げてはおりません。また、教育長会への説明、都議会文教委員会での答弁、説明会等で明らかにされた事項については、あえて駄目押しの確認はしないことといたしましたのでご了承いただきたいと存じます。〉(以下省略)とあったからだ。

26日の説明会は、「あり検」の最終報告の説明会だったはずである。だとすれば、『あり方検討委員会』のあり方や、進め方、報告書の内容等基本的な問題に触れないというのは、どういうことなのだろうか。

確かに、都立図書館としては、26日の説明会をもって、市町村立図書館には、きちんと説明したというアリバイにすることは間違いない。今後はそれに沿ってことが運ばれるであろう(というより、既成事実が進行している)、という認識は確認したように思う。しかし、出席者(館長及びその代理)は、都立多摩図書館長の説明に納得しなかったからこそ、都立多摩図書館長自身が招集した「館長会」を途中で打ち切って、「館長協議会」に切り替えたはずである。

ましてや、町田市立図書館は、当日、報告書に対する疑問点を列挙した文書を配布している。「館長会」で配るのを都立図書館から禁止されたため、「館長協議会」で配った。しかも、事前に町田の図書館長から、協議会会長に電話で話をし、かつ、ファックスで全文を送信している(内容に若干変更はあるが、項目は変えていない)。その時は、「館長協議会として文書を出す予定」ということだったので、事前に内容を会長にお知らせしたのである。もし、館長協議会としては、「基本的な問題に」は、触れないということであるなら、町田市立図書館単独で、都立多摩図書館長宛に質問状を出していたはずである。そうしなかったのは、館長協議会として文書をまとめることを優先したかったからに他ならない。

それから、「教育長会への説明、都議会文教委員会での答弁、説明会等で明らかにされた事項については、あえて駄目押しの確認はしないことといたしました」という点についても納得がいかない。「19自治体」からの意見・要望を取りまとめた苦労は理解しているつもりだが、やはり文書で確認しておく必要があったのではないかと思う。いずれにしても、手遅れ、後の祭りだった。

3 都立図書館の対応

都立多摩図書館の岡本館長から2月5日（再活用の申込締め切り日）に町田の館長宛に電話が入り、資料の保管場所や搬送費用の確保について、ファックスで回答しろという要請があった。思うに、町田市立図書館が全点引き取りを希望したため、本当にそのような体制が取れているのかを確認したかったのであろう。

その後、岡本館長からまた電話があり、「町田市で責任を持って引き受けるという教育長名の文書」を出すように言われた。たまたま私が電話を取ったので理由を尋ねたところ、「館長協議会は、任意団体なので、直接差し上げるわけにはいかない」とのことだったので、「館長に伝えます」と答えて電話を切った。

後日、岡本館長から町田の館長宛に電話があり、教育長名の文書はどうなったのか、2月19日までに速達で回答しろ、とのことだった。

2月27日、都立中央図書館管理部長と都立多摩図書館長の両部長職が、町田市の教育長に面会に訪れた。申し込み状況と「平成13年度都立多摩図書館資料再活用受入先の選定基準（案）」の説明が目的だったと思われる。教育長は、再活用の10万冊は、本来多摩地域の図書館を対象にした資料であるから、町田市で一括して預かりたいと明確に主張した。

2月28日に都立多摩図書館の再活用図書の説明会が急遽招集された。

町田市立図書館には、約5万冊の図書が割り当てられることになったが、結局、資料の散逸を止めることはできなかった。

町田市立図書館で預かることになった約5万冊について、分野の内訳は、0、3、4、5、6、7門及び地域資料で、段ボール約1500箱という連絡が都立多摩図書館の担当者からあった。多摩教育センターには、10トン車が入れないことも業者が下見に行って初めて分かった。引き取りの日取りは、紆余曲折があったが3月25日に決まった。市町村立図書館からの応援については、運送業者と相談した結果、監督として何人か立ち会っていただくのは構わないが、作業の手伝いは必要ない（要するに邪魔）、とのことだったので、今回は見送ることにした。3月25日、都立多摩図書館から4万9955冊（書類上そうになっているが、一冊一冊確認したわけではない。書誌データ上は4万9959冊になっている）を搬出し、3月末で廃校が決まっている小学校に無事運び込んだ。

町田で5万冊を受け取ることが決まった後も、搬出日や搬出作業開始時間、トラックの重量制限、入構台数の制限等、様々な軋轢があった。当日も、エレベーター2台を同時に使ってはいけないなどの制約もあり、実際に文句を言いに来た女性職員もいた。

2月末になって漸く、冊数が決まったと思ったら、3月中旬までに運び出せとの都立多摩図書館長からのお達しがあり、何箱ぐらいになるかも分からない中で業者に見積もりを取らせることにもなってしまったのである。結果的には、業者の段取りがよかったため、予定より早く作業は終了したが、最初から最後まで、ハラハラのしどろしどろであった。

それでも救いは、都立多摩図書館の女性職員で、「（町田市立図書館が引き取ってくれて）ありがとうございます」と言ってくださった方がいたことである。

4 本来の再活用とは

廃止される前の「東京都立多摩図書館運営方針（61 教社計多第 111 号）」には、「資料の再活用」という項目があり、「公立図書館の除籍資料については、未所蔵の資料を受け入れ

て利用に供し資料の再活用を図る。」としている。つまり、多摩地域の市町村立（に限らず、多摩地域以外の区市町村立や道府県立も理想的には含むはず）図書館が、除籍した資料で、多摩図書館が持っていない資料を受け入れるのが「再活用」であり、今回の「再活用」とは全く逆のことを意味しているのである。

2001年3月に出された「資料再活用業務連絡会」（主管課：多摩図書館協力課）による「資料再活用業務検討連絡会最終報告」では、「事業の概要」として「都内公立図書館が除籍する資料のうち、都立図書館が未所蔵で、都立図書館が将来にわたって行うサービスに必要な資料を受け入れる。」としている。「都内公立図書館」という限定はあるが、「再活用」の意味は同じである。それによれば、多摩図書館では、2001年度から、図書を対象とした試行を行い、逐次刊行物については、2003年度からの試行を目指すことになっている。

また、同報告は、「事業の目的」として「都立図書館における資料の収集率の向上」と「都内公立図書館に対する保存の責務」を挙げている。

前者については、「都立図書館の資料の充実を図り、もって都立図書館が行うサービスの向上に寄与する」ことが再活用の目的であるとしている。その理由を「都内公立図書館が一年間に収集する図書タイトル数は、全館を合わせて全出版点数の約七割に達する」のに対し、「都立三図書館で収集する図書タイトル数は約四割」に過ぎず、「資料費の減少により、収集冊数の減少が続く現状では、都立図書館未所蔵資料は増加する一方である」ことから、「この資料再活用業務による資料収集は、都立図書館資料の収集率の向上と都立図書館の行うサービスの向上に寄与するものと考え」としている。

後者については、「都内公立図書館の収蔵スペースは、多くの自治体で限界に達している」ことから、「ほとんどの図書館で、やむをえず資料の除籍を行っている」が、「リサイクルの方法で市民に還元されることが多い」としても、「幅広い利用が可能な図書館資料としては生命を終えることになる」と指摘した上で、次のように述べている。

「このような除籍資料の中から、都立図書館未所蔵で、将来にわたって都民の幅広い利用が望める資料を都立図書館が受け入れて保存し、図書館資料としての継続を図ることは、都民サービスにとって有意義なことである。」

また、保存の責務については、『公立図書館の任務と目標』（日本図書館協会、1989年）、2000年12月に改訂された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」（報告）を挙げるとともに、「都立中央図書館及び多摩図書館の運営方針にも明記されている」としている（「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」は、その後2001年7月に文部科学省から告示された。「東京都立中央図書館運営方針（47日図発第234号）」及び「東京都立多摩図書館運営方針（61教社計多第111号）」は廃止された）。

更に、「図書館資料の保存対策は個々の自治体で行われているが、限界に達しており、広域的で効果的な保存対策が必要な段階に立ち至っている」から、「資料再活用業務は、そうした広域的な資料保存対策のすべてではないが、その一翼を担い、効果を上げることが可能」であり、「将来的には、資料再活用業務を包括する全都的な資料保存対策の策定が必要である」としている。しかも、「都立図書館は今後はいつそう保存機能を重視し、全都的な資料保存対策の中核となって、将来にわたる都民の資料利用を保障していくことが必要である」と言い切っているのである。

「あり検」最終報告との何たる落差！違いは歴然としている。この違いは何に由来する

のか。この報告は、現場から生まれた。図書館の役割について知っている者の手により書かれている。

ところで、試行された本来の再活用であるが、3月15日に3市から229冊を受け入れたそうで、一週間も経たない内に、何冊も予約が付いたとのことである。

5 今後の展望

デポジットライブラリーを一刻も早く立ち上げる必要がある。方法は二通り考えられる。一つは、多摩地域の市町村が共同でライブラリーを立ち上げ、その運営を多摩デポに委託することで可能になる。市町村の負担については、例えば各館の図書購入費の5%を出資することにすれば、運営は十分に成り立つはずである。各自治体の新たな費用負担ということが難しければ、各図書館の図書購入費を従来の95%に減額すれば、新たな負担は生じない。

図書購入費を減額するなどんでもない、という批判もあるだろうが、図書購入費の一部減額は、資料の長期保存及び共同利用が可能になることのメリットと十分相殺できるのではないかと私は考えている。もちろん、図書購入費の減額を積極的に奨めているわけではなく、減額せずに費用負担が認められれば、それにこしたことはない。

もう一つの方法は、国分寺市に移転が予定されている都立多摩図書館に資料保存センター機能を充実させ、その運営の一部を多摩デポに委託することも有力な案として考えられる。もちろん、そのためには、都立図書館が第二線図書館として、区市町村の第一線図書館をバックアップするという本来の姿勢を取り戻す必要がある。

滋賀県立図書館は、資料保存センター機能を備えた100万冊収容可能な書庫を1992年に完成させた。市町村立図書館の除籍資料で県立図書館未所蔵のものは、新たに県立図書館の資料として受け入れることにより、県内の市町村立図書館が共同利用できる仕組みを構築したのである¹。「滋賀県内の市町村図書館での廃棄図書は、2009年度で9万3千冊くらい」だったが、「県立へ移管されたものが17年間で約4万冊」あるという²。

(注)

¹ 木村英司「滋賀県における県立図書館を核とした公共図書館の資源協力」(特集:リソース・シェアリング:資料利用のための協力)『情報の科学と技術』第43巻第11号, 1993.11

² 梅沢幸平「図書館の役割と資料保存—滋賀県の場合—」所載, 竹内哲・梅沢幸平著『図書館のこと, 保存のこと (多摩デポブックレット5)』(特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩, 発売げやき出版), 2011年, p.54.

多摩地域資料受入までの経過と現状報告

八王子市生涯学習センター図書館長 中村照雄

こんにちは、八王子市の生涯学習センター図書館長の中村と申します。

東京都立図書館から八王子市に一括で移管された多摩地域資料について、整理が完了するまでに2年間かかりましたが、今年の3月末で資料整備及び書誌・所蔵データの作成が完了しています。今日は、多摩地域資料の現状と資料受け入れまでの過程、受け入れにあたっての課題などについてお話をさせていただきます。お配りしてあるレジュメに沿ってお話をしていきたいと思います。

1 移管された資料の概要

まず資料の数ですが、平成22年3月24日に都立中央図書館から八王子市に一括移管された多摩地域資料は24,529冊になります。平成23年度に国の緊急雇用創出事業臨時補助金を活用しまして、受け入れた資料の整理と登録するデータ作成を行い、この作業は3月末に終了しています。整理の終わった資料は、業務を委託した株式会社図書館流通センターから八王子市へ資料が返納されてきており、現在、八王子市中央図書館の閉架書庫の中に置いてあります。資料を活用できるように整理及びデータ作成を行うにあたり、装備については都立図書館の装備を活用し、新たに手を加えることを最小限にとどめることにしました。そのため管理用のバーコードラベルを貼ったという形になっています。また、限られた閉架書庫での保管が前提となるため、この際、外部書庫を新設しまして閉架書庫を整理しました。それでもスペースが手狭なため、1タイトル1冊のみ整理を行い、複本については段ボールに入れて整理せずに保管をしています。複本の多くは行政資料であり、今後その取り扱いについては検討する予定です。

整理を行った冊数は16,981冊で、都立図書館の分類で多摩地区を表す50が2,229冊、85の町田市が1,228冊、70の調布市が1,137冊、84の日野市が1,020冊あります。一つの地域で1,000冊を超えているのはこの4つというようになっています。主題分類別に見ますと、政治・行政が最も多くて2,706冊、続いて財政が1,437冊、文化財・遺跡・史跡が1,192冊、教育が1,148冊、社会全般が1,009冊、歴史が1,002冊となっています。

整理を行った図書館流通センターからは、資料の中には「和装ケースに入った天保5年刊行のものを昭和45年に再刊した『武蔵野国多磨郡御岳山道中記御岳菅笠』が元都立青梅図書館の資料としてあった」と連絡を受けています。整理の済んだ多摩地域資料は、運用方法の検討を行っています。運用方法が決まり次第それぞれの自治体の図書館の方へ通知し、できましたら八王子だけで閲覧するのではなく、協力貸出でそれぞれの自治体の図書館の館内閲覧で見られるような形で提供していきたいというふうに考えています。

2 都立図書館からの大量再活用の通知と、再考を求める館長会の動き

受け入れまでの経過についてですが、配布したレジュメに、受け入れまでの流れを時

系列であらわしてあります。時間が限られていますので、飛ばし飛ばしになりますけれどもご説明していきたいと思えます。

まず発端は、平成 21 年 10 月 10 日、東京都立中央図書館から、都立図書館資料の再活用についての通知が多摩地区の自治体に届きました。その内容は、「平成 13 年に始まった都立図書館再編成の機能分担方針に基づき、都立多摩図書館所蔵の地域資料を都立中央図書館に集めるため、そのうち 97,000 冊を複数所蔵していることを理由に除籍するので、市町村立図書館が希望すれば再活用資料として配布する」というものでした。

地域資料の内訳は、図書及び年鑑が 75,276 冊、雑誌が 18,294 冊、図書館関係資料が 3,196 冊の 96,766 冊となっており、都立図書館のホームページ上に掲載したリストでチェックをした上で、10 月 9 日から 23 日までの間に申し込みをするようにとのことでした。配布は原則先着順とし、搬送費は受け入れ側が負担するという内容の通知でした。

突然この都の通知が送られ、10 月 14 日には多摩地区の市町村立図書館長協議会の幹事会が開催されました。そこには都立中央図書館企画経営課長の同席を求め、再度、直接説明を受けています。館長協議会は提案の再考を求めましたが、都立図書館の方は即答をせずに持ち帰り検討するということになりました。10 月 27 日には、NPO 法人共同保存図書館・多摩が都立図書館へ「都立多摩図書館で所蔵している地域資料等の処分についての意見書」を提出されています。10 月 28 日には館長協議会の例会が開催されまして、議題として都立図書館資料再活用問題を検討協議するという形にすすみました。

14 日の幹事会で行なった館長協議会として都立図書館へ再考を求めたことへの回答は、都立からは引き続き検討の発言にとどまり進展はありませんでした。この席で再活用資料の申し込み期限は 10 月 23 日から平成 22 年 1 月末まで延長するということが提示されました。11 月 11 日に館長協議会の意向として都に対して要望書を提出し、正式に館長協議会としての意思を表明しました。12 月 10 日、都立中央図書館において、都立図書館の多摩地域資料再活用問題に関する館長協議会と都立中央図書館関係者との協議が行われました。館長協議会からは、貴重な地域資料を散逸することなく一括で保存・閲覧できる仕組みの検討を行い可能なら都立多摩図書館へ資料を戻して一括保存してほしい、という要望をしましたが、妥協点を見出すことができずに終了してしまいました。

3 八王子市が取った判断

そのような中、都立のいう申し込み締め切りが 22 年 1 月末ということで進んできました。八王子市が資料を受け入れるかどうか、ということの内部的に悩んでいて、決定する一番重要なのが 12 月 25 日です。館長協議会における都立図書館への申し合わせがあり、八王子市図書館内部では現実的に解決方法の検討を始めていました。検討の当初は、多摩地域郷土資料のうち、八王子市に関係の深いもののみまず受領していこうというふうに考えていました。再活用資料の申し込み期限が 1 月末と迫る中で、都立図書館が考えを変更する予定がなく、このまま進むと長年多摩地域の多くの図書館や郷土史家の協力を得て収集・保存されてきた多摩の地域資料が散逸する、ということ懸念していました。そして、資料の一部を引き取るということであれば、たぶん他の自治体の合意を得ることは難しいという、そういうことを考えまして、まず、都立の再活用

資料の中に多摩の地域資料はどのくらいあるかということ八王子市の郷土資料担当の司書が3名視察に行ったのが、この12月25日になります。で、97,000冊の中で多摩地域に関する資料が24,529冊というのが、この日に判明しました。それで12月28日に、当初引き受けを予定していた八王子市に関する資料だけという考え方を改めまして、多摩地域資料全体を引き取ることを、八王子市図書館の方針としての内部決定をしました。

多摩地域資料を受け入れるに当たっては、物理的課題となる閉架書庫の空きスペースの確保や、運用上の課題がありましたし、図書館システムへの書誌・所蔵データの登録作業を誰がやるかということなど数多くの課題があるのはわかっていました。しかし貴重な資料を散逸させることに対して、是非ともそういうことはしたくない、是非とも生かす方向を追及すべきという意見が八王子市の図書館の中には多くありました。そこでまず、教育委員会と市の上層部に、八王子市が受け取ることの合意を取り付けるということと、是非とも資料を入れる場所を作らなくちゃいけないということで収納場所の準備を考えました。それと、受け入れに当たっては搬送費は自分のところで負担するというのもありましたので、その辺の交渉条件の調整をするということも、まずやることに決めました。それで、最初に副市長と教育長に報告をしました。収蔵場所については八王子市にも廃校となっている小学校がありましたので、廃校の旧の図書室を使いたいと、管理していた所管課と調整をしてきました。それと東京都には八王子市までの移送費を負担してもらおう、それを自分たちがもらう条件していこうということ、それを是非とも多摩地区の多くの図書館に応援していただくということも、この日に決めました。

年が改まった平成22年1月6日、館長協議会の臨時会が開かれました。この会議では都立図書館に対する不信感から、資料は都立図書館が責任をもって保存・閲覧をする責任がある、といった意見が主流になりました。そのため結論がまた出ませんでした。再活用資料の申込み期限が1月末となっていることから、会議の流れをずっと確認していましたが、最後の最後まで、その資料を散逸させることを防ごうという意見はやはり出ませんでした。そのため、多摩地域の24,000冊分については八王子市が一括して受け入れる可能性があることを、ここで初めて意見表明したということになります。

そして、1月21日に都立中央図書館で東京都公立図書館長連絡会終了後に、23区の館長方が帰られた後、そこで館長協議会の臨時会が開催されまして、都立中央図書館と再度話し合いを行いました。この中でもやはり、都立図書館がきちんと保存・閲覧をするべきだという意見が大半を占め、会議の中で正式な決定はされませんでした。そこで会議が終了したあとに、館長協議会の会長市（当時は日野市）、副会長市（当時は国分寺市）の館長と協議し、東京都の方に八王子市が多摩地域資料分を引き受ける用意があるということをお伝えしました。正式には2月3日に開催された館長協議会の例会で合意をしたうえで、都立の方に正式に伝えるという形で話を終わりました。1月22日には八王子市の教育長と副市長に報告し、副市長の方からは予算がないのであればきちんと資料が届けられるように予算をつけるから、ということをお伝えして、財政課長に話をし、書架を新たに購入するお金を補正予算でつけてもらうことができました。

そういう形で、飛びますけれども、最後に3月24日、八王子市長と東京都知事の間

で多摩地域資料の譲渡契約が結ばれました。その後、都立中央図書館から多摩地域資料 24,000 冊が、都立中央図書館の費用負担で八王子市中央図書館に搬送されてきました。

4 受入れる中でクリアしてきた課題

多摩地域資料を受け入れるにあたって館内で議論した点がいくつかあります。課題は物理的課題と運用上の課題に分けられますが、特に議論した点が閉架書庫の空きスペースに余裕がないことでした。職員で議論する中で、廃校となった小学校の図書室を利用すれば図書の重さに耐えられ、外部書庫を新設することができるメリットがある。実を言うと八王子市では閉架書庫が一杯で、なんとかして閉架書庫を増やしていきたいという気持ちが職員みんなにありました。それでも資料をもらうのであれば、スペースが必要だということを強く言って、いまお話したような外部書庫という形で 17,000 冊分のスペースを、この時点で確保することができました。ですから、そういう点では、前向きに物事を考えてスペースを生み出すことができたということになります。

もうひとつは、受け入れた資料を整理する人的な余裕です。この点は大きな課題としてずっと残りました。でも、国の緊急雇用創出補助金を活用し、委託して処理ができることがわかったため、遅れましたけれども、平成 23 年度に補助金を活用し、資料整理と書誌・所蔵データ作成を行いました。特にデータについては、資料の移管を受ける際に都立図書館と話し合いをしました。当初、都立図書館の方はデータを提供してくれると言っていましたけれども、そのデータが八王子市に移管ができなかった。どう直しても使えなかったということと合わせて、当時富士通のシステムを使っていたのですが、その富士通のシステム自体がいつ止まるか、そういうようなすごく怖い状況でやっていました。24,000 冊のデータを提供してもらい入れることによってシステムが止まる可能性もあったということがあり、その部分の不安もすごくありました。こういうデータ登録の悩みもあったのですが、平成 22 年 9 月の補正予算で、図書館システムの更新を認めてもらいまして、八王子市は富士通から京セラ丸善の ELCIELO (エルシエロ) というシステムに移りました。その関係でデータ移行も、そんなに問題なくできることになってきました。

5 今後に向けて

このように運用上の課題がいろいろあって、八王子市として資料を一括して受ける責任を果たしていこうと考えましたけれども、なかなか思うようには進んでこなかったのです。けれども、やっとここで形になりました。あとは皆さんにきちんと八王子市で預かったものを提供できる、そういうような仕組みを作って、また皆さんの方にご報告していきたいと思っています。引き続きご支援お願いしたいと思います。

【レジュメ】多摩地域資料受入までの経過と現状報告

1 資料の現状

平成 22 年 3 月 24 日に、都立中央図書館から八王子市に一括移管された「多摩地域資料 24,529 冊（図書 24,364 冊、雑誌 165 冊）」について、国の緊急雇用創出事業臨時補助金を活用し、図書の整理及びデータ作成が平成 24 年 3 月末に終了した。整理の終わった資料については、業務を委託した株式会社図書館流通センターから八王子市へ資料が返納され、現在八王子市中央図書館閉架書庫内の棚に置かれている。

資料の整理及びデータ作成については、保管するスペースが手狭なため原則 1 タイトル 1 冊のみ整理を行い、複本については段ボールに入れて整理せずに保管している。複本の多くは行政資料であり、今後取り扱いについて検討する予定である。整理を行った冊数は 16,981 冊で、分類等は八王子市で郷土資料を整理する際に使用している「八王子市図書館郷土資料分類」とは別に、都立図書館の分類番号をそのまま活用している。

整理の済んだ多摩地域資料については、現在運用方法について検討を行っており、運用方法が決まり次第各自治体図書館へ通知する予定である。

2 受入れまでの経過

平成 21 年 10 月 10 日

都立中央図書館から、平成 21 年 10 月 9 日付「都立図書館資料の再活用」についての通知が發送され、各自治体通知を受理する。

平成 21 年 10 月 14 日

東京都市町村立図書館長協議会第 2 回幹事会で議論

平成 21 年 10 月 22 日

アサヒタウンズに「多摩の地域資料 9 万 7 千冊 近く処分」と掲載

平成 21 年 10 月 26 日

NPO 法人共同保存図書館・多摩が、都立図書館へ「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について」の意見書を提出

平成 21 年 10 月 28 日

東京都市町村立図書館長協議会第 3 回例会開催。「都立図書館資料の再活用」を検討・協議

平成 21 年 11 月 11 日

東京都市町村立図書館長協議会から「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の一括保存について」の要望書を都立中央図書館長へ提出

平成 21 年 11 月 14 日

読売新聞多摩版に「多摩の本・資料一括保存を」の記事が掲載される

平成 21 年 12 月 10 日

都立中央図書館において「都立図書館多摩地域資料再活用問題に関する館長協議会と都立中央図書館関係者との協議」を開催

平成 21 年 12 月 24 日

しんぶん赤旗に「都立多摩図書館また資料処分」と記事掲載

平成 21 年 12 月 25 日

都立中央図書館で再活用となる資料の現地視察を八王子市が行う

平成 21 年 12 月 28 日

八王子市図書館としての対応方針を内部決定

平成 22 年 1 月 6 日

東京都市町村立図書館長協議会の臨時集会開催。

八王子市が多摩地域分約 24,000 冊の一括受入の可能性を表明

平成 22 年 1 月 21 日

都立中央図書館にて第 2 回東京都公立図書館長連絡会終了後、館長協議会の臨時会を開催し都立中央図書館と再度話し合いを行う

平成 22 年 1 月 22 日

教育長、副市長へ報告し資料受入の承認を得る。資料受入による書架新規購入予算を確保

平成 22 年 2 月 3 日

東京都市町村立図書館長協議会第 4 回例会開催。八王子市が多摩地域資料を一括引受することを全員で確認する。また青梅市から旧都立青梅図書館所蔵資料の東京都全体・関東地方資料の引き取り申し出あり

平成 22 年 2 月 9 日

東京都市町村立図書館長協議会から「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の受け入れ等について」の要望書を都立中央図書館長へ提出

平成 22 年 2 月 11 日

多摩地域資料を受け入れるため中央図書館の蔵書 17,000 冊を新たに設置する外部書庫へ移動し、収蔵するための書架設置契約を結ぶ

平成 22 年 2 月 17 日

都立中央図書館と搬送スケジュールや費用負担等の実務面での協議

平成 22 年 2 月 23 日

都立図書館から、八王子市が再活用資料であっても一括受け入れをするので、東京都への依頼文書が必要であり、かつ東京都と八王子市との間で無償譲渡契約を行う必要性を伝えられる

平成 22 年 2 月 26 日

八王子市から都立図書館へ「多摩資料の移管について」の依頼通知提出

平成 22 年 3 月 1 日

都立図書館から「多摩資料の移管について」の決定通知が八王子市に届く

平成 22 年 3 月 15 日

中央図書館の蔵書 17,000 冊を新設された外部書庫へ、業者によって移動させる

平成 22 年 3 月 24 日

東京都と八王子市の間で「多摩資料譲渡契約」が締結される

八王子市中央図書館へ、都立中央図書館から多摩地域資料を入れたダンボール箱 650 個（トラック 4 台分）が届く

平成 22 年 3 月 25 日

読売新聞多摩版「多摩の地域資料残った 八王子市が受け入れ」と日本経済新聞「地域資料を無償提供 都立中央図書館 多摩の図書館に」に記事掲載される

3 課題

(1) 物理的課題

- ・八王子市でも閉架書庫に空きスペースがない状態
- ・受け入れた後の処理を行う人的余裕がない
- ・受入れの準備をする予算措置がされていない
- ・図書館システム更新時期に来ているため、データ登録上の問題が発生しないか

(2) 運用上の課題

- ・受け入れ後の資料活用がきちんとできるか
- ・図書館システムへの書誌・所蔵データの登録作業が行えるか

追加質疑

齊藤

ありがとうございました。

都立図書館が放出してしまう広域の地域資料をどう救うかが、多摩デポでも館長会でも大変大きな課題になったわけです。対案がなかなか浮かばない中で、八王子市が多摩の地域資料分に関しては一括で引き取ってくれることになりました。一つの市で受け入れるとなると、中村館長のお話にあったような、当然、スペース、人力、あるいはお金の問題があるわけです。それを乗り越えて八王子市は受け入れ、そして公開を図ることになります。そうすると他の自治体の図書館にとっては、利用者から請求されたら、自館で無いものでも八王子市に頼めば貸してもらって提供できる仕組みを、多摩の中で作っていただけたことになる。

それでも都立図書館はまだ複本分の処分をやめてはいません。先ほど言いました 14 万冊が今また、「再活用」で処分されようとしています。

少しここで、都立図書館の役割について議論ができればと思います。「図書館のための図書館」、市町村のサービスを後ろで支える都立図書館を目指していたはずのものが方向転換してしまった。それで、その後どんなことが起きているのか、雨谷さんに話していただきたいのですが。

雨谷

これについては、都立の資料を借りて市民の方々に提供して下さっている手嶋さんにお話いただいた方が良いかもしれませんが、都立図書館の本をお貸しする立場で、お話しします。

都立では、発行から 30 年経ったら保存年限を見直すということが進んでいます。30 年も前に発行されたものは、余程の理由がない限り除籍されてしまう可能性が高いのです。つまり、ここに参加している多くの方々は自分が高校生時代に手にしたものを都立図書館でもう一度見ようとしても見られないかもしれないということです。従来、都立図書館では、市区町村の図書館のバックアップをするということで、相互協力事業の一環として「他館資料の保存及び廃棄図書の利用、あっせん」を行う方針を持っていたのですが、一転して、本来の再活用ができなくなっています。

市町村の図書館も 70 年代から 80 年代にできたところが多いので、30 年前の 1980 年代のものを所蔵している可能性もありますが、どこも書庫に余裕はなく、新刊書を入れるためのスペースに苦労しているのが実情だというのはご存知の通りです。雑誌をはじめとして、複数の館で所蔵しているものの一部は、全域での利用を前提に都立多摩図書館に提供していただいたものもありますので、これらがどう扱われようとしているのか危惧しています。資料提供のバックアップに都立図書館が積極的だったからこそ、多摩図書館に提供して下さったはずですから。多摩図書館開設当時は、貸してもらえる＝いつでも使えるということをお前提にしているから、「じゃあちょっと預かっておいてもらおうか」というふうなことで提供されたと思うんですね。「ついた予算で買った本を入れるところが無い」というのをスペースを空けることによって活路を見い出そう、「ちょっと前に発行されたもの

を読めるようなシステムを作っておくということでは、都立図書館の役割は十分ある」ということが、お互いの関係の中で考えられてきていたんだと思います。

ところが、その辺も見直しに来てしまっています。都立図書館への来館者数重視です。貸出可能な資料を制限し、貸出期間を短縮し、個人貸し出しを制限する方向です。

「個人のお家に持って帰って読める」というのは、とても重要なことです。いくら開館時間が長くなっているとはいえ、その開館時間中にその場所で読むということはなかなか難しいものです。年金生活で時間が十分できたという人はだんだんお金と体力が無くなってくるので、遠くへ出かけるのは難しくなりますし、若い世代の人たちはなんだかんだ忙しく、余程迫られた必要がない限り、図書館で長時間過ごすのは難しいですね。個人の家に持って帰って読むというシステムはこれからも持ち続けていきたいものだと思います。

当初、都立から区市町村への貸出期間は、都立から区市町村中心館への往復の各一週間＋区市町村の個人貸し出し期間プラス α （区市町村から利用者への連絡後、借り出しに来てもらうまでの猶予期間）で設定するという考え方だったことを申し添えておきます。

齊藤

ありがとうございます。

私も立川市図書館に勤めている時にこういう経験をしています。利用者はもう相当高齢の方でした。小汀利得(おばまとしえ)、「オバマリトク」さんの著作が読みたい、という問い合わせでした。立川市では持っていなかったのです。都立図書館では所蔵していたのですが、都立図書館は昭和25年以前の資料は、その時にはもう貸出してくれなかった。で、その方に「すみません。都立図書館は所蔵していますが、借りられないので都立図書館まで読みに行ってください」とは言えなかった。相当高齢の方ですから都立中央図書館まで行ってくださいとは言えなくて、都立が貸してくれないので他の道府県立図書館で貸してくれるところを探して、借りて提供した記憶があります。都立図書館の都民サービスって何なのかと、つくづく思いました。

手嶋さん、そういう経験ないですか？

手嶋

そういう話ならいくらでもありますよ。刊行後30年を経過した図書・雑誌については、借りた館での館内閲覧（貸出禁止）ということになっています。個人に対する貸出しは認められていないんです。それからあと、貸出期間が短縮になったりですね。いま28日間でしたっけ、都立から借りられるのは、その前が35日で、その前が45日間だったと思いますけれど、どんどん短縮されてるんですね。そういうことで、町田でも都立で持っているから借りようとしても貸してもらえない、あるいは借りても館内閲覧止めってことになっちゃうんで、利用者にそういう話をすると、館内閲覧でもいいから借りたいっていう方はいらっしゃるんですけども、でもやはり借りて読みたいって方もいらっしゃるわけなんですね。そういう時にどうするかというと、例えば神奈川県立図書館から借りるんですね。それって変ですよ。だって都立図書館で持っている本なんですよ。持ってない本だったら、他の道府県立あるいは他の自治体の図書館から借りるっていうことは当然あるわけですけども、都立が持っているのにそれを借りても利用者に個人貸出ができない、そういう例っ

て一杯あるんですね。そういう統計もとっているんですけども、やはり都立図書館から協力貸出の件数というのはだいぶ減ってます。実際に、協力貸出全体が減っているかというところではなくて、他の自治体の図書館から借りてくるケースというのが多いです。今私は再任用職員としてさるびあ図書館というところで移動図書館に乗っているんですけども、移動図書館って2週間に1度の巡回しかしないんですね。ですから先ほど言った28日間の貸出しだと絶対間に合わないんです。でも都立はですね、督促が結構うるさいんですよ。はやく返せっていうことで。それを防ぐために、本音を言うと私は個人的には少しくらい返さないで遅れたっていいじゃないかって思っているんですけど、あんまりそういうことも言えないので、どうしてるかというところ、やはり主に都内の市町村で、同じ資料があれば都立から借りないで、多摩地域の自治体から借りる。そうすると返却が遅れてもいいということではないんですけども、利用者のことを考えてくださる自治体の図書館ですから、大目に見てくださるということで、移動図書館の場合にはどうしても遅れがちになるので、そういうことでの対応も図っているということです。それは協力貸出の担当者がそういう配慮というか、実際に都立から借りるよりもそうした方が利用者にとって利便性が高いという、そういう判断をしてそういうことをやっているんですね。でもそれは、都立図書館の思うつぼにはまってしまうことになる訳です。

参加者Aさん

都立図書館が貸してくれないのなら、国立国会図書館から取り寄せることも可能ですよね。

齊藤

国立国会図書館からの借用は、個人貸出ができないので、館内で見ただけかなきゃいけないんですよね。

参加者Aさん

館内では見ることはできるんですね。

齊藤

国立国会図書館の本でも図書館までは持ってくることはできますが、館内閲覧しかできないのです。

先程の高齢の方の場合は、他の道府県図書館で借りられたので、個人貸出できましたけれど、都民へのサービスなので、都立図書館が所蔵しているなら、都内の図書館に貸してくれる必要があるだろうとは思っていますよね。

参加者Aさん

保存を考えると図書のデジタル化は避けられないのではないかと。

齊藤

これからの、というのが課題になっていますので、それもお話の方がいいかとは思っ

ていました。都立図書館からの借用冊数に関しては、資料を付けておきました。西東京市の中川恭一さんが作られた資料で、都立から市町村が借りている本の冊数は毎年減ってきている、というのがこれでわかります。そのかわり、区市町村から、つまり都内の都立ではない図書館から借りるのが増えているという状況です。雨谷さんが最初に言ったように、区市町村をバックアップするための都立図書館であれば、やはり都立から資料が借りられるのが、一番、利用者サービスにいいのかなと思うのです。ここらへんがなかなか機能しないのが問題です。その問題をどうにか解決できないかと、共同保存図書館ということを考えてきましたが、まだ実現をしていないわけです。

今後に関しては、資料デジタル化の話は避けて通れないだろうと思います。ただ、デジタル化をする時でも、現物資料はやっぱりどうしても必要になるのです。そのための原資として、やはり都立は複本で持っているものをうまく使えばいいのに。特に、地域資料に関しては、都立図書館はあれだけの資料を複本で持っているのなら一部をきちっと保存しておいて電子化の原資として使う、というような必要性はあっただろう。それも放棄してしまった、というふうに思っています。ただそれを、一部救ってくれる図書館がありました。あるいは考えている共同保存図書館ができることになれば、その中で電子化の原資も確保していけるのではないかというふうに考えています。

それともうひとつ、デジタル化の話でいうと、バーチャルな形での共同保存も今回提案をさせていただいています。多摩地域内でたくさん持っている資料はある程度の範囲で廃棄するのはやむを得ない。けれども、多摩地域内で最後の1冊、最後の2冊目になるような資料をすぐに検索できる仕組みを作っていく、その中で個々の図書館で捨てる捨てないという判断が適切にしやすい形にできないか、というようなことです。

それでも、それぞれの自治体に関してはもう保存スペースは満杯な状態ですよ。中村館長の八王子市も相当厳しい状況ではないですか。

中村

八王子市はさっきお話したように、多摩地域資料を入れるために外部書庫を17,000冊分確保しました。でも今はもうそこも一杯です。八王子市で去年1年間に購入した冊数は46,000冊です。46,000冊を新たに入れるということは、以前からの蔵書がそのまま閉架書庫に入るわけは当然ありませんので、除籍も21,000冊行っています。ですから新しいものを買いつつ古いものを捨てていく。古い蔵書の中には、本当はこれ捨てたくないというものも、最終的に最後の1冊でも場所がなかった場合、司書が判断して処分しているという実情です。自分たちが捨てたくないものも捨てざるを得ない状況があります。それをどこかやはり責任を持ってきちんと残して提供できる仕組みが成り立っていけば、本がずっと生かされるのかなというふうに思っています。

齊藤

その仕組みとして都立図書館の役割は大変大きいと思う。さっきありましたが、滋賀県では県立図書館がリーダーシップと責任を持って共同保存をやっているということです。そのへんについて、手嶋さんの意見をお聞きしていいでしょうか。

手嶋

やはりですね、都道府県立図書館の役割として市町村立図書館をバックアップするという役割は基本的機能ですよ。それは一番大切な機能だと思うんですね。そういう意味でいえば滋賀県立がやっている。実は現地を見てないので何とも言えないんですけども、書かれているものを読んだ限りではそれだけのスペースですね、保存機能を持たせた保存書庫ということで確保したということしか知らないんです。それは今後都立多摩図書館が、今立川にありますけれども国分寺に移転することになっているわけですよ。現状よりもスペースもかなりあるというふうに聞いています。座間会長と齊藤事務局長が東京都の教育庁へ行って話をし、事実上門前払いを食ったということのようですよ。そういう中でも質問書という形で投げかけてまいりですけども、やはり都立多摩図書館の機能としてですね、そういった保存機能を十分持たせることが大事だと考えています。都立図書館が館長協議会との話し合いの中ではそこまで考えてないということもはっきり言っているみたいですから、なかなかすぐ展望がひらけるとは思いませんけれども、せっかくの機会ですから、この機会を最大限生かしていくために、やはり館長協議会との連携も必要なのかなとそういうふうには思っています。そういう中で、やはり当 NPO が果たせる役割というのがあるんじゃないかなと思っています。

齊藤

ありがとうございます。会場の中で発言したい方がいらっしゃるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか？

参加者Bさん

このような東京都の縮小計画は、何故出されたのか。今後多摩デポでもデジタル化を考えていこうということですが、もう少し具体的なお話を。

雨谷

財政状況の悪化と、職員構成です。都立中央図書館ができるときに大量採用した職員たちの退職の時期が近づいているというのが目に見えた時に、業務量を削減しなければ、新たに職員を採用しなければならないけれども、都全体の定数削減方針の中で新規採用は控えたいという事情があったのが大きな要因です。この直前までは、初めに申し上げましたように、「あり検」は何度も行われているのですが、業務について職員からボトムアップしていくことができました。その時代が長かったのですが、この「あり検」の時点では財政状況と職員構成を打破するのにどうするかということ、一般職員の関与しない所で検討がなされてきたので、我々下々には、いま申し上げたようなことを想像するしかなく、明快なお答えができずにすみません。

齊藤

都立はそういう状況で。あとデジタル化の話では、具体的に多摩デポが資料デジタル化を中心的にやるような状況ではないと思います。ただ、デジタル化をしていく原資、特に地域資料に関してはきちっとデジタル化するという提言をしていくことは必要だとは思っ

ています。まだ組織決定しているわけではありません。いま決定している中身は、リアルな共同保存のスペースが確保されなくてもバーチャルな共同保存の仕組みをもう作ってしまおうと。個々の図書館で所蔵している資料が多摩地域で最後の1冊、2冊に該当するかどうか分かる仕組みですね、これを研究をしていこうというのが、今の多摩デポです。

私はデジタル化だけがいいものだとは思ってなくて、やっぱり本が残っていくことが必要だというふうに思っています。ただデジタル化も避けて通れない話だとは思っています。

齊藤

先ほど中村館長からもありましたが、もう各図書館の書庫は満杯状態です。どこかで共同で保存できる場所を求めている図書館はたぶん多いと思います。多摩デポだけで作ることはできませんが、各自治体の図書館と協力をしながらやっていくことが必要になります。一つでも多くの自治体にご理解いただく取り組みをしていきたいと思っています。都立図書館のあり方とか、保存における図書館の連携というような話題が出てきたと思います。今日の議論を今後につなげていければいいと思います。これでパネルディスカッションを終わりにさせていただければと思います。

三人の講師の方、ありがとうございました。

市町村立図書館（中心館）館長 殿

東京都立中央図書館長
松 田 芳 和
（ 公 印 省 略 ）

都立図書館資料の再活用について（通知）

日ごろより都立図書館の事業に御協力いただきまして誠にありがとうございます。
当館では、除籍した多摩地域資料（図書・年鑑・雑誌）及び図書館関係雑誌（図書館だより等）について、下記により再活用を実施しますので、御希望の図書館はお申し出てください。

記

1 再活用の基本的な考え方

再活用対象資料は、主として元都立多摩図書館所蔵の地域資料であるため、市町村立図書館を優先し、都内公立図書館を中心に、再活用を図ります。

2 対象資料

- | | | |
|------------|--------|--------------------|
| (1)多摩地域資料 | 図書及び年鑑 | 75,276 冊 |
| | 雑誌 | 18,294 冊（748 タイトル） |
| (2)図書館関係雑誌 | | 3,196 冊（81 タイトル） |

3 対象資料のデータ

都立図書館ホームページの<相互協力コーナー>→<再活用資料コーナー>→<都立図書館除籍再活用資料>のページを開いてください。図書及び年鑑については「日本十進分類法」の类目（10 区分）別のファイル、雑誌についてはタイトルリスト及び各冊リストを掲載しています。

4 申込方法

受入れを希望する資料があれば、①およその内容及び冊数②引取り希望日、③担当者名・連絡先等を記入し、電子メールによりお申し込みください。

詳細は、<都立図書館除籍再活用資料>のページを御覧ください。

5 申込期間

平成 21 年 10 月 9 日（金）から平成 21 年 10 月 23 日（金）まで

6 引抜き・梱包・搬出作業等

- (1)期間：平成 21 年 10 月 26 日（月）から平成 21 年 11 月 6 日（金）まで（ただし、土日祝日を除く。）
- (2)時間：午前 10 時から午後 3 時まで
- (3)場所：都立中央図書館 地下 1 階 再活用書庫
- (4)負担：作業及び経費は、原則として、再活用資料受入側の負担とします。ただし、1 自治体段ボール 1 箱以下で梱包済みの場合は都立図書館の協力車で送付することもあります。
- (5)優先順位：資料の引抜きは、指定期間内の先着順となります。市町村立図書館については、引抜き開始日を他の機関より早く設定しておりますが、指定期間内のできるだけ早い日にご来館くださいますようお願いいたします。
- (6)受領証：資料引取り後、受領証を提出していただきます。

連絡先：都立中央図書館管理部企画経営課再活用担当
電話：03-3442-8451 内 2212 樋渡

2009年10月26日

東京都立中央図書館
館長 松田 芳和 様

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（要望）

私どもは、「利用のための資料保存」をめざし、多摩地域での図書館資料の共同保存システムを提案しながらその実現に向けた取り組みを行っているNPO法人です。

東京都市町村立図書館長協議会にも協力し活動を続けていますが、先般、10月9日付け、市町村立図書館長宛の文書において、都立多摩図書館が所蔵していた地域資料等が再活用資料として、多摩地域の各図書館に引き取り依頼がされていることを知りました。

これらの資料は、かつて都立図書館として大変な時間をかけ、市町村図書館関係者および発行者の理解と協力を得て集め続けた広域地域資料ではないですか。これらは一括で揃って都民に公開されていることこそ、大きな意義があります。その分割を促し、引き取り手がない場合には古紙処分するのであれば、都民の貴重な財産を抹殺することになり、多摩地域の都民への格差助長にもつながります。本来、多摩地域の都民が中央図書館まで足を運ぶことなく活用できるようにしておくことが重要です。地域資料の場合、災害等のリスクを踏まえ分散して複数保存を考えるのが図書館のセオリーでもあります。

地方分権が進み、地域が自立し、地域の自己判断、自己責任が問われている今日、地域を知る資料の重みはますます高まっています。2006年に文部科学省から出された『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして』の中でも“地域の課題解決”への図書館の役割が謳われ、地域に根ざした図書館行政のあり方を提案しています。先人たちが残した貴重な広域地域資料は、今後の多摩地域の発展に大きく寄与するものです。これらの資料を保存し続け、住民が使いやすいように整理し提供するのが図書館です。

今後、多摩地域の地域情報を網羅的に活用するためには、今回処分の対象となった資料が一括して利用再開できることが重要であり、それは都立図書館が行う広域図書館行政のもっとも重要な取り組みの一つとなるものと確信します。

今回の都立図書館の対応は、これに逆行するものであり、絶対に容認することはできません。

このようなことから、私たちは、以下のことを強く要望します。

- (1) 地域資料という希少性が高く、地域を考える上で重要な資料を性急に処分しないこと。
- (2) 今回の処分を撤回し、対象となっている地域資料を都立多摩図書館に戻し、その収集、整理を継続しながら、都民が多摩地域で利用できるようにすること。
- (3) 共同保存システムを含めた資料保存に対する方針を共に検討し、先人が残してくれた知的財産をだれでもが、将来にわたって利用できるよう、新たな方針を打ち出すこと。

2009年10月27日

東京都市町村立図書館長協議会

会長 日野市立図書館長 小川八郎 様

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（お願い）

貴協議会におかれましては、益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。また、多摩地域の図書館行政に対してさまざまな場面で指導力を発揮し、それを支え、その発展にご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

ご存知のように、私どもは、「利用のための資料保存」をめざし、多摩地域での共同保存システムを提案しながらその実現に向けた取り組みを行なっているNPO法人です。

先般、10月9日付け、市町村立図書館長宛の文書において、都立多摩図書館が所蔵していた地域資料等が再活用資料として、各図書館に引き取り依頼がされていることを知りました。

このことについて、私どもは大きな危機感を持っており、貴協議会におかれましても、今回の処分を撤回させ、対象となっている地域資料を守る取り組みにご尽力いただきたく、お願いの文書を差し上げることといたしました。

今回対象となっている地域資料等は、一括で揃っていることに大きな意義があります。それを分割し、かつ引き取り手がない場合には、処分することになるのであれば、都民の貴重な財産が抹殺されることになり、また多摩地域の都民への格差助長にもつながります。都立図書館で複本になっている資料であったとしても、多摩地域の都民が都立中央図書館まで足を運ぶことなく活用できるようにしておくこと、また地域資料の場合、災害等を踏まえ分散して保存しておくことを考えるのが都立図書館の重要な責務です。その意味においても今回の都立図書館の対応には納得がいきません。

地方分権が進み、地域が自立し、地域の自己判断、自己責任が問われている今日、地域を知る資料の重みはますます高まっています。2006年に文部科学省から出された『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして』の中でも“地域の課題解決”への図書館の役割が謳われ、地域に根ざした図書館行政のあり方を提案しています。先人たちが残してくれた貴重な資料は、今後の多摩地域の発展に大きく寄与するものです。そしてその資料を保存し、提供するのが図書館であり、その資料を住民が使いやすいようにしておくことも図書館の責務です。

また、多摩地域の地域情報を網羅的に活用するためには、今回処分の対象となっている資料が一括して利用できることが必要であり、都立図書館が行う広

域図書館行政の最も重要な取り組みの一つです。

今回の都立図書館の対応は、これに逆行するものであり、絶対に容認することはできません。

このようなことから、私たちは、以下のことを都立図書館に強く要望いたしました。

- (1) 地域資料という希少性が高く、地域を考える上で重要な資料を性急に処分しないこと。
- (2) 今回の処分を撤回し、対象となっている地域資料を都立多摩図書館に戻し、その収集、整理を継続しながら、都民が多摩地域で利用できるようにすること。
- (3) 共同保存システムを含めた資料保存に対する方針を共に検討し、先人が残してくれた知的財産をだれでもが、将来にわたって利用できるよう、新たな方針を打ち出すこと。

私どもの思いをお汲み取りいただき、多摩地域にとって重要な地域資料を守ることにご尽力いただきたく、ぜひともお願いする次第です。

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料の処分問題に関する多摩デポの見解

2010年3月2日

NPO 法人共同保存図書館・多摩

この問題については、都立図書館長宛に提出した要望書に詳しく、私たちの考え方をまとめられています。

今回、東京都市町村立図書館長協議会のご努力によって、一部分担保存が行なわれることになりました。多摩地域の資料は、八王子市立図書館で受入保存し、利用に供することとなり、その他の資料についてもいくつかの図書館で受け入れる方向性が打ち出されています。

予算も厳しく、また保存スペースも少ない多摩地域の図書館の中で、上記の解決策を模索し、実行に移すということができたことは、多摩地域の図書館長が、地域資料の重要性を認識し、これを処分させてはならないという熱い思いがあったからに他ならず、一致団結して取り組んだ成果であると考え、高く評価したいと思います。

しかし、今回の解決策がベストであったかという点、そうではないと私たちは、考えています。問題は、都立図書館の姿勢です。結果として一部の地域資料は守られたこととなりますが、それは都立図書館が守ったのではなく、都立図書館は都民の貴重な財産を処分したことに他なりません。

私たちは、今回の地域資料が一括で都民に提供されることを主張してきました。また、災害等の不慮の事故に対して資料を守るという視点から多摩地域で保存していくことを主張してきました。この点について、都立図書館は、まったく応えず、当初の処分方針のまま、資料を棄てるという方向性を変えていません。

結果として分担保存となり、今回の資料を一括して試みることはできなくなりました。この一括して試みることを可能にできるのは都立図書館だけだったのです。

1,200万都民が生活する東京都において、都立中央図書館に資料があればいいというのではなく、多摩地域に資料提供拠点があり、提供されるべきです。特に地域の生活と密接に関わる地域資料を一括してストックし、見ることでできる拠点は多摩地域にも必要です。

今回の資料を保存し、提供していくのは都立図書館の大きな役割であり、デジタル化が進む中でもそのための原資料として活用できる貴重な資料を処分すべきではありません。

私たちは、今回の処置は是としなければなりません、この処置にもいつか限界が訪れます。それを回避するためにも共同保存図書館が必要です。共同保存図書館の設置によって、都民がいつでも資料にアクセスできる体制が整うものと考えています。

私たちは、今後二度とこのようなことがないように資料保存について次の三点を主張します。

- 一、市町村立図書館と都立図書館が今後の資料保存に関して真摯に話し合う場を設定し、定期的に会合を行っていくこと
- 二、共同保存図書館の意義を認識し、その設置に向けた取り組みを始めること。そのためにも現在引き取りから漏れた資料について、継続して保存していくこと
- 三、資料のデジタル化を踏まえ、その原資料となる資料群に関する検討を始めること

都立図書館多摩地域資料再活用問題への館長協議会の取り組み経過報告

東京都市町村立図書館長協議会三役会(平成22年5月12日)

①都立中央図書館からの通知

「都立中央図書館資料の再活用について(通知)」(平成21年10月9日付、21中図管企第201号)

②館長協議会の対応

第2回幹事会で議論 平成21年10月14日 都立中央図書館企画経営課高木課長樋渡係長説明参加
第3回例会で議論 平成21年10月28日

※地域資料群を散逸させる再活用の撤回と、都立として多摩地域で一括での再公開を求める要望、併せて、都立の将来の資料保存のあり方について市町村と都立で協議できる場の設置の要望。

●要望書の提出:

「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の一括保存について(要望)」
(平成21年11月11日付、21東市町村図発第15号)

・第2回東京都公立図書館長連絡会幹事会 平成21年11月16日 予定議題早期に終了し、都立と協議
※館長協議会三役と連絡会幹事計6人参加、書庫で初めて資料群の現物を見る

・再活用資料に関する館長協議会と都立図書館の臨時協議 平成21年12月10日 都立中央図書館
※協議に参加した6館長、書庫で資料の現物を見る

多摩地域資料再活用問題に関する館長協議会の臨時集会 平成22年1月6日

※八王子市図書館より、多摩分野の資料の一括引取りと公開の申し出あり

第3回幹事会で議論 平成22年1月20日

・第2回東京都公立図書館長連絡会全体会 平成22年1月21日

※予定議題は早期に終了させ、書庫で現物視察、その後館長協議会と都立との協議

第4回例会で議論 平成22年2月3日

※青梅市立図書館より、旧都立青梅図書館所蔵資料の引き取りの申し出あり

※館長協議会として、都立の責務を訴えつつも散逸を防ぐため資料を受け入れ生かす方針を決定、併せて都立図書館には今後、資料保存のあり方を協議する場を設けることを要望する、と決定。

●要望書の提出:

「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の受け入れ等について(要望)」
(平成22年2月9日付、21東市町村図発第21号)

③八王子市立図書館と都立図書館との経過

2月23日 都立から八王子市へ、一市に大量に渡すので市から個別依頼文が必要との連絡あり

2月26日 八王子市図書館から都立図書館へ「多摩資料の移管について(依頼)」を発送

3月1日 都立図書館から八王子市図書館へ「多摩資料の移管について(通知)」を発送

3月24日 八王子市長と東京都知事との間で、「多摩資料譲渡契約」が締結される

同日 八王子市中央図書館の書庫に多摩地域資料約2万4000冊が搬入される

③都立中央図書館での選書作業

3月5日 青梅市、福生市、羽村市が都立に出向き、旧都立青梅図書館資料を約1700冊選ぶ

4月9日 立川市立、調布市立、府中市立、国分寺市立が都立に選書に出向く

4月15日 町田市立、日野市立図書館が選書に出向く

4月26日 国立市立図書館が都立に選書に出向く

④その他の動き

NPO「共同保存図書館・多摩」から都立図書館への意見書

文書名「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について(要望)」(平成21年10月26日)

⑤マスコミ報道等

「多摩の地域資料 9万7千点、近く処分」

「多摩の本・資料 一括保存を」

「都立多摩図書館また資料処分」

「処分対象の本 選別・保存」

「多摩の地域資料残った 八王子市が受け入れ」

「地域資料を無償提供 都立中央図書館 多摩の図書館に」

アサヒタウンズ:平成21年10月22日

読売新聞多摩版:平成21年11月14日

しんぶん赤旗:平成21年12月24日13面

読売新聞多摩版:平成21年12月27日23面

読売新聞多摩版:平成22年3月25日33面

日本経済新聞:平成22年3月25日

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
2012 年度総会記念パネルディスカッション

「多摩の共同保存のいままでとこれから」記録および資料集

2016 年 10 月 20 日

発行：特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

連絡先：〒182-0011 調布市深大寺北町 1-31-18

E-mail : depo_tama@yahoo.co.jp

H P : <http://www.tamadepo.org/>